

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区 分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	43 人	49.8 歳	259,100 円	274,200 円	—	— 歳	— 円	—
うち 調理員	12 人	51.2 歳	250,900 円	256,600 円	調理士	43.1 歳	282,300 円	0.9
うち 用務員	6 人	53.7 歳	260,400 円	262,100 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.2
うち その他	25 人	48.1 歳	262,700 円	285,600 円	—	— 歳	— 円	—

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16年～18年の3か年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	0 人	0 人	1 人	0 人	2 人	3 人	3 人	5 人	8 人	9 人	12 人	0 人	43 人
調理員	0	0	0	0	0	0	2	3	0	3	4	0	12
用務員	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3	0	6
その他	0	0	1	0	2	2	1	2	8	4	5	0	25

(3) その他給与に関する事項（給料表、手当、昇格基準等）等

ア 給料表

行政職給料表(2)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
放射線手当	放射線の照射作業に従事した職員	月額3,000円
夜間看護手当	勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事した職員	日額5,600円

ウ 昇格基準

毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳以上の職員にあっては2号給）を標準として昇給

2 基本的な考え方

給与面においては国や県及び近隣市町の動向を注視しながらその都度見直しを行うと共に、職員数については原則退職不補充とし、民間委託等に対応しながら、現状分析と課題の抽出を行い、技能労務職員の職務の性格や内容を考え、適正化に向けた取組を推進する。

3 具体的な取組内容

給料表については、国及び県に準じ改定を行い、特殊勤務手当については支給実績の調査や本来の手当のあり方を精査し、手当の種類や数についても一部廃止を視野に入れて見直しを検討する。

また、昇給の基準についても、今後は技能労務職も含め全職種を対象とした人事評価制度を導入し、本格運用することで評価に応じた昇給制度の確立を図る。

4 その他

事務事業の見直しを徹底し、行政需要の減少した部門については、人事異動等において職員数の適正化を図る。年度ごとの退職者数に注視しながら、また技能労務職員の現場の状況を精査し、民間に委ねることができる業務については、精査のうえ積極的に民間活力の導入を推進する。